

# 市政を問う 一般質問

## 一般質問とは

議員が議案以外に市の行政全般にわたり、市長や教育長などに説明や報告を求め、また所信をただすことです。適正な行政運営を行う上で、その役割は重要です。ここでは、19人の議員からの質問のうち、1人3件までその要旨を掲載しました。

- (政和)=政和会
- (共産)=日本共産党小平市議団
- (公明)=市議会公明党
- (フォ)=フォーラム小平
- (緑ネ)=緑・ネット
- (民リ)=民主リベラル

## 行政一般

### 暫定予算期間における市民生活への影響

常松大介議員(緑ネ) ①平成17年度当初予算は3月定例会で否決され、4月、5月は暫定予算で市政運営を行った。暫定予算で市政運営を行ったため実施できなかった事業を「市民生活への影響」と定義した場合、従前から継続している事業のうち影響があったものは何か。

市長 ①2か月間の暫定予算は極力業務に支障がないように編成した。一部、実施時期や市民への通知が遅くなった事例はあるが、市民生活への影響はなかった。

②苦情や相談はなかった。

### 市長のとらえる情報公開と市民参加

島村速雄議員(政和) ①なぜ情報公開、市民参加が必要か。

②情報公開条例と市長の言う情報公開との関係は。

③市長が示した公約と市民参加についての考えは。

市長 ①市民と行政との信頼・協力関係を築くためには、行政サービスの量と質の境界を示すことが必要であり、市民も要求型から提案型や参加型に変わらなくてはならないと考える。

②公約の情報公開は、市民と市のパートナーシップを維持するために積極的に進めるもので、情報公開条例による施策が指すところと一致すると考える。

③公約である課題別公募制の市民委員会の設置等は市民参加

にかかわるものである。市民と行政の関係を協力関係に変えていく、また市民の役割等を市民自身に理解してもらう手法として用いていきたい。

### 市民参加のルールづくりを議論しよう

橋本久雄議員(緑ネ) ①先進自治体と、市民参加をテーマにした職員交流ができないか。

②審議会等の委員は、当事者を半数以上にできないか。

③審議会等の傍聴者に、委員と同じ資料を配付できないか。

④介護保険や支援費などのサービス等を決定する場合、希望する市民に発言の機会を保障できないか。

市長 ①他団体の先進的な取り組みについては、関係部署の職員が視察してノウハウや経験を学んでいることから、今後この方法で対応したい。

②審議会等はそれぞれ性格が異なるため、一律に当事者が半数を超える委員構成とするルールは適切でないと考ええる。

③今後ルール化していきたい。

④サービス決定の際は、本人の意見等を聞き対応している。

さままま手法で市民参加を前進させ、真に開かれた市政を

木村まゆみ議員(共産) ①タウンミーティングで得た成果や今後の課題は。

②課題別市民委員会の計画は。

③既存の審議会等の運営は。

④検討委員会など今後の計画は。

⑤情報公開をさらに進めるための具体策は。

市長 ①多くの建設的な意見があり、時間内では全員から意見を聞くことができなかった。今後は多くの人に発言してもらえよう努めたい。

②公募制を基本とし、制度の検討を進めている。

③原則公開という考え方で統一を図っていく。

④自治基本条例については、既に庁内で検討委員会を立ち上げており、制定のための基本方針を検討していく。

常松大介議員(緑ネ) ①運営方法はどうか。

②今までの所見は。

③市民からの要望や意見等について、情報公開の観点からどう対処するか。

④議論された内容は、行政執行にどのような影響があるか。

市長 ①発言の制限時間や進め方については参加者と協議し、合意を得た上で進めている。

②3会場平均60人超の参加があり、市民と活発な意見交換がされていると認識している。

③質問や意見等に対する市長の考えは、すべて公開していく。

現在、ホームページに掲載しているが、今後は他の手法も検討したい。

④建設的な意見は、市政の参考にする。

### 受益者負担の基準づくりのための検討会の設置

橋本久雄議員(緑ネ) ①施設の使用料は、免除規定も含めて見直しが必要ではないか。

②見直しのためのスケジュールは。

③見直しに当たり、市民を交えた検討会を設置できないか。

市長 ①使用料・手数料は3年ごとに検討し、必要に応じて改定してきた。免除規定は各施設の利用者のほとんどが免除対象になっている施設もあるため、見直しが必要と考える。

②今年度中にスケジュールの方向性を示したいと考えている。

③当該施設の利用者や他の市民も交えて検討していきたい。

市職員の人材育成へ積極的な取り組み

原 邦彦議員(公明) 市役所は市民サービスの拠点であり、市長は職員が市民サービスのプロとして最大限、力を発揮できる体制をつくるべきと考える。

また、若手職員の提案制度も、結果として職員の仕事に対する積極性が培われるような内容にすべきと考えるがどうか。

市長 職員に対して、「結果よくもプロセスを」、「市民とのより活発なコミュニケーションを」、「失敗を恐れず果敢に挑戦する積極性」という3つの視点を浸透させたい。そのためには、庁内報や直接の会話等可能な限りの機会をとらえ、若手を含む職員全体にメッセージを発信していきたい。また、広く職員からも忌憚のない意見等を寄せてもらいたいと考えている。

地域力、民活力を生かした(仮称)小平文化センターの建設

鴨打喜久男議員(政和) ①現在の健康福祉事務センターの場に(仮称)小平文化センターを建設して、民間事業者の活動の場として貸し出し、その収入で管理運営することについてどのように考えるか。

②健康福祉事務センターの用途については、都との土地等売買契約締結の際に一定の条件があったが、いつ自由に活用できるようにになるのか。

市長 ①現在策定を進めている今後10年間の基本計画に盛り込むことは難しいが、市役所周辺の施設あり方として、大変示唆に富む内容だと考える。

②10年間は健康福祉の総合センターとして利用しなければならぬという用途指定があり、指定が解除されるのは平成23年3月である。

指定管理者制度導入の方針と選定プロセスの公開

佐野郁夫議員(政和) ①現在管理委託を行っている6施設のうち、3施設は当面現在の受託

団体を指定管理者に選定することだが、その理由は。

②公開性を確保するために選定委員会を外部の専門家等で組織すべきという意見があるがどうか。

③既にこの制度を導入した経験等からどのような改善が必要と考えるか。

④この制度を市民に周知する方法は。

市長 ①直ちに民間事業者と競争するには課題があることから、現在の受託団体を選定するものである。

②外部委員による選定委員会が必要とは考えていない。

③民間活力が効果的に発揮されるための管理条件や、公募期間の確保等が必要である。

④概要等を市のホームページに掲載しており、今後わかりやすい表現で伝えるよう努める。

小平市は住民基本台帳の閲覧を拒否せよ

齊藤 進議員(フォ) ①原則公開の閲覧制度を原則非公開にできないか。

②閲覧を拒否した件数は。

③世論調査など、公共性がある閲覧とダイレクトメール等の関連業者が占める割合は。

④個人情報保護の観点や法的整合性の点からどう考えるか。

市長 ①個人情報保護の面において、市民意識との間にずれが生じていると認識しているが、原則非公開とするためには法律の改正が必要である。

②一、三件である。

③平成16年度実績は、前者が約35%、後者が約40%である。

④住民基本台帳法上、氏名、生年月日、性別、住所はだれでも閲覧できているが、個人情報保護の観点からは配慮すべき点がある。

市内業者の育成

桜田 誠議員(公明) ①一定金額以下の工事契約の場合、業者選定条件を法人市民税納付業者とするなどして、市内業者を優先することはできないか。

②平成15年度の市内業者と市外業者の契約件数、契約金額とそれぞれの割合は。

市長 ①市内業者を極力優先して選定し、育成に努めているが、法人市民税の納付を業者選定の条件にすることは今後の研究課題としたい。

②契約件数は市内業者が99件、89.2%で、市外業者は12件、10.8%となっている。契約金額は市内業者が約15億6千3百31万円、62.2%で、市外業者は約9億4千9百81万円、37.8%となっている。

市民に開かれたガラス張りの市長室の実現

浅倉成樹議員(公明) 新市長は就任以来、公約どおり市民との対話を重視し、市民に開かれた市政運営を展開している。市民の方に目に向けた姿や考え方を広く市民に知ってもらうためにも、ガラス張りの市長室を1階ロビーに設置し、いつでも市民との接触や対話ができるようにすべきと考えるがどうか。

市長 ガラス張りの部屋を設置する考えはないが、市民との対話を重視したガラス張りの市政運営に努めたい。そのためにタウンミーティングを開催して直接市民の近くへ出向き、共通の話題について市民と意見交換をし、一緒になって考えていきたい。なお、出席できない人は、市長の手紙を利用して意見を伝えてもらいたい。

## 市長・市議会議員は、暑中見舞等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

公職選挙法により、政治家は選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、あいさつ状を出すことが禁止されていますので、ご理解をお願いいたします。

